

千葉市水道局告示第40号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 5年 9月 27日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉県船橋市三山四丁目25番8号
商号	有限会社千広設備
代表者	取締役 山ノ内 広幸
指定年月日	令和5年 8月 30日
指定番号	第314号